

参加費無料!

小規模な一般飲食店向け

HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理講習会

食品衛生法の改正により、令和2年6月にHACCPに沿った衛生管理が制度化されました。食品等事業者の方は、令和3年6月までにHACCPに取り組む必要があります。準備はもうできていますか？横浜市では、小規模な一般飲食店の方を対象に、HACCP導入のための講習会を開催します。

《HACCPって何?》

使用する原材料、製造・調理の工程などに応じて事業者自らが作成した衛生管理計画※に従い、食品の取扱いや温度管理などをチェックすることで、より安全な食品を提供できる衛生管理の方法です。

《何をすればいいの?》

厚生労働省が公開している HACCP 導入のための手引書を参考に、次の3つを実施します。

手順1 衛生管理計画※をつくる

手順2 計画を実施して、その結果を記録する

手順3 記録を振り返る

※ 衛生管理計画とは

日頃取り組んでいる衛生管理（手洗いや食材の十分な加熱など）を整理し、目で見えるように書類にしたものです。

小規模な事業者の方は、手引書の様式等を使って作成することができます。

- ✓ HACCPって何？
むずかしそう…
- ✓ 何から手を付ければいいのか
わからない…
- ✓ 手引書を読んだけど、よくわからない…
- ✓ パソコンがないので、手引書が
ダウンロードできない…

令和3年までもうすぐだけど、
どうしよう…。

こんな方は、ぜひ講習会にご参加ください。

講習会では、厚生労働省が公開している HACCP 導入のための手引書を配布し、内容と使い方を解説します。

手引書には衛生管理計画の作成に必要な様式も載っていますので、お店に戻ってすぐに取り組みます！

発行：横浜市保健所 食品衛生課 電話 045-671-2448

《講習会に関する問合せ先》一般社団法人 横浜市食品衛生協会 電話 045-711-1911

講習会日程

※対象は、横浜市内にお店がある方です。

開催日	時間	会場	定員 《先着順》
令和2年10月29日(木)	14時～15時	都筑公会堂 第1会議室 都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎内 (市営地下鉄 センター南駅 徒歩6分)	20名
令和2年11月12日(木)	14時～15時	旭公会堂 1号会議室 旭区鶴ヶ峰 1-4-12 旭区総合庁舎内 (相鉄線 鶴ヶ峰駅 徒歩7分)	25名

※令和2年12月以降の開催予定については、日程、会場等を調整中です。

決まり次第、横浜市及び横浜市食品衛生協会のホームページ等でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、開催を中止または定員を変更しての開催とさせていただきます場合があります。

お申し込み方法

- 一般社団法人 横浜市食品衛生協会のホームページ (<http://fha-yokohama.jp/>) からお申し込みください。
- FAX、郵送の場合は、必要事項（参加希望日、参加される方の氏名、お店の名称と住所、連絡先電話番号、FAX 番号）を記入の上、一般社団法人 横浜市食品衛生協会 へてお送りください。



一般社団法人 横浜市食品衛生協会（講習会委託先）
〒232-0053 横浜市南区井土ヶ谷下町 17-5 FAX 711-6242

FAXでのお申し込みには、下の
申込書をご利用ください。

お申し込み及びご参加にあたって

- 各開催日の2日前までにお申し込みください。
- 定員になり次第締め切らせていただきます。定員を半減し、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じての開催となりますので、短期間で定員に達することが見込まれます。お早めにお申し込みください。
- 食品衛生責任者の方が毎年受講する食品衛生責任者指定講習会ではありません。（食品衛生責任者以外の方も受講できます。）
- ご参加にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用及び手指の消毒等をお願いしています。また、発熱がある場合や体調がすぐれない場合は、参加をお控えください。発熱等の症状がある場合は、参加をお断りすることがあります。

【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理講習会 参加申込書】

ふりがな 氏名		参加希望日	月	日
営業所住所	横浜市	区		
営業所名称				
連絡先 電話番号		FAX 番号		